

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉良 州司氏（国民）

問1 法科大学院志願者の激減の理由について如何。
(議員は、現在の法科大学院制度が学生のニーズに添っていないため、志願者数が減っているのではないかとの認識。)

(答)

- 法科大学志願者の激減を招いた原因としては、
 - ①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷したこと、
 - ②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉良 州司氏（国民）

問2 既存の法科大学院制度は実質的に失敗しているのではないか。失敗しているからこそ、法科大学院制度の改正を試みようとしているのではないか。一度つくった制度を失敗と認めたくないがゆえの改正ではないか。

（答）

1. 平成16年4月、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が導入された後には、
 - ・裁判実務以外の幅広い分野で活躍する弁護士等が増加するとともに、
 - ・いわゆる司法過疎地と呼ばれる地域が大幅に減少し、国民の法律サービスへのアクセス向上など、一定の成果を上げていると認識しています。
2. 一方で、
 - ・未修者コース修了者の司法試験の累積合格率は、36校の募集継続校についても約5割にとどまっていること
 - ・法曹資格取得までの時間的・経済的負担が大きいことといった課題があり、法科大学院志願者・入学者は大幅に減少しているところです。
3. こうした状況を踏まえて、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持しつつ、一人でも多くの有為な若者が自信を持って法曹を目指すことができるよう、法曹養成制度を再構築することが必要であると考えています。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉良 州司氏（国民）

問3 本改正案は、「人間の本音の行動（ザイン）」
を軽視した理想論ではないのか。法科大学院の存続
自体を目的化した改正案ではないのか。

（議員は、現実的には学生は司法試験合格を目指して
入学してきているが、法科大学院制度はこうした学
生のニーズに沿っておらず、理想論を掲げたまま改
正を行おうとしているのではないかとの認識。）

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度
は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッショナル
としての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が
経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士
等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。

2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結
果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模とな
り、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現でき
ない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する
事態となっています。

また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担
が大きいと感じるようになっており、こうした状況の下、
法曹志望者は、大幅な減少を招く状況となっています。

3. 今回の改正案は、こうした課題を解消するために、法科大学院教育の改善・充実及び時間的・経済的負担の軽減等により、プロセス養成としての法科大学院教育の実効性のある改革を図るものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

(

(

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉良 州司氏（国民）

問4 今後の法科大学院は、司法試験を目指す勉強の場でありつつも、社会ニーズに添った法律専門家の育成と法律リカレント教育に特化すべきではないか。

（答）

1. 21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を輩出するためには、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が必要であるとの認識のもと、法科大学院の修了等を司法試験の受験資格とする現行制度が創設されたところです。
2. 法科大学院の修了を司法試験の受験資格としない場合、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持できなくなります。
3. 文部科学省としては、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成は引き続き重要であるとの認識のもと、今回の改正案により法科大学院改革を進めることとしており、その上で、各法科大学院が、それぞれの特色を生かして、リカレント教育を含む多様な教育を行い、有為な人材を育成・輩出することも重要であり、メリハリある予算配分などを通じて、こうした取組を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問1 2001年の司法制度改革審議会意見書は、新たな法曹養成制度について、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備し、その中核として法曹養成に特化した教育を行う教育機関として法科大学院を位置づけてけているが、この考え方にはないか。

(答)

今回の改正案は、司法制度改革審議会意見書に掲げられたプロセスとしての法曹養成の理念を堅持しつつ、

- ・法科大学院教育の抜本的な充実
- ・法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を標準的な運用とし、在学中受験資格を導入することによる時間的・経済的負担の軽減
- ・法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現

といった必要な改革を行うものであり、同意見書の考え方を変更するものではありません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問2 2018年の告示の改正で、これまで入学定員の3割以上とされていた未修者の入学枠を撤廃した理由は何か。また、そもそも未修者への支援を強めることが必要なのではないか。

（答）

1. 法科大学院の入学者のうち、法学部以外の出身者等の割合を3割以上とする努力義務を課す文部科学省告示については、
 - ・現在の状況では入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘を踏まえ、
 - ・法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための入学者選抜を厳格に実施し、質の高い多様な者を入学させて法曹として輩出することを促すため、

平成30年3月、多様な知識又は経験を有する者を入学させる努力義務は堅持しつつ、数値基準については設定しないこととしたところです。

（参考1）専門職大学院に關し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）（抜粋）※改正前

（法科大学院の入学者選抜）

第3条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

（参考2）法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日中教審法科大学院等特別委員会）（抜粋）

- 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粹未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべきである。

2. ただし、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の改正案においては、入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。

3. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続、
- ・各法科大学院が共通して客観的な進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の本格実施といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について御議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問3 今回の法改正で、法学部と法科大学院の連携を強化し、5年一貫教育の「法曹コース」を導入するが、そもそも法科大学院は設立当初、学部教育とは独立した法曹養成に特化した教育機関とされていたはずだが、その理由如何。

（答）

1. 司法制度改革審議会意見書では、法学部教育を法曹養成に資するよう抜本的に改善することは「現実的妥当性に乏しい」とされ、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」の創設が提言されたところです。

（参考）司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（抄）

大学における法学部教育を何らかの方法で法曹養成に資するよう抜本的に改善すれば問題は解決されるとの見方もありうるかもしれないが、この考え方には、大学法学部が、法曹となる者の数をはるかに超える数（平成12年度においては4万5千人余り）の入学者を受け入れており、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っていることを看過するものであり、現実的妥当性に乏しいように思われる。

2. その上で、法科大学院を含む専門職大学院全般について、教育の質を保証する観点から、教員組織について学部や他の研究科からの一定の独立性が求められ、特に法科大学院については、入学者選抜の公平性・開放性・多様性の確保の観点から、学部からの独立が意識されてきたものと認識しています。

更問あり

更問 法学部と法科大学院の連携強化は、司法制度改革審議会意見書と矛盾するのではないか。

(答)

1. 司法制度改革審議会意見書においては、法科大学院導入後の法学部教育の在り方として、法科大学院との役割分担を工夫するものも含め、大学が独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待されることとされ、司法制度改革審議会における議論の中では、役割分担の例として「法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する」ことについても言及されております。

(参考) 司法制度改革審議会集中審議(第1回) (平成12年8月7日) 議事録(抄)

○ 司法制度改革審議会の依頼により文部省(当時)に設けられた「法科大学院(仮称)構想に関する検討会議」における検討結果について、同会議の小島武司教授よりご報告【小島氏】(中略)法科大学院の設置後も、法学部は存続すること前提に、法曹養成のための法学教育については、法科大学院が責任を負うことになりますが、その場合、法学部を、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織として存置するか、あるいは、その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとして存置するかは、各大学の判断に委ねることになります。

2. 今回の法学部と法科大学院が連携強化する改革案は、法科大学院の役割は維持した上で、優れた資質を有する法曹志願者の回復に向け、明確な法曹志望を有する学部段階の学生に、自校又は他校の法科大学院への進学を見据えた教育を受ける機会を幅広く提供するものであり、プロセスとしての法曹養成制度を提言した司法制度改革審議会意見書の基本理念に沿ったものであると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問4 すでに文部科学省は、2015年から始めた法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムで、早期卒業・飛び入学制度を活用する法科大学院に公的支援の加算を行ってきた。5年一貫教育の「法曹コース」を法曹養成の中心的な流れにしようという考えなのか。

（答）

1. 法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定について、その仕組みの確立及び充実を推進することとされ、各法科大学院に対するメリハリある予算配分を通じて支援を行ってきたところであり、平成31年度に3プラス2のルートで進学した者は87名となっています。

（参考）法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（抜粋）

○ 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

2. 今回の改正案においては、学部の早期卒業を前提とした3プラス2のルートを制度化することとしており、今後は、このルートを標準的な運用として、在学中受験を含めて、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

更問1 3プラス2を標準的な運用にするということは、未修者教育を軽視するということか。

(答)

1. 3プラス2を標準的な運用にすることは、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念の変更を意味するものではあります。
2. したがって、(先ほど御答弁したとおり、)今回の改正案において、入学者の時期・方法等に関する未修者や社会人に対する配慮義務を規定するとともに、法改正と併せた改革を実施することで、引き続き、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問2 早期卒業を前提とする法曹コースにおいては、法律科目の学修ばかり重点が置かれ、一般教養科目など幅広い学修がおろそかになるのではない
か。

(答)

1. 連携法曹基礎課程（法曹コース）の学生についても、他の学生と同様、外国語や社会科学・自然科学など法律科目以外の一般教養科目についても幅広く履修し、法科大学院に進学するべきであると考えており、中央教育審議会法科大学院等特別委員会においても、そのような考え方のもと、法曹コースの制度設計について提言されております。
2. 法曹コースは早期卒業を前提とするものであります
が、早期卒業は、学部の卒業に必要な単位を学士の学位を授与するに相応しい優秀な成績で修得した者に認められるものであり、求められる学修の質と量は、4年で卒業する者と変わるものではありません。
3. したがって、早期卒業を前提とする法曹コースにおいても、学部における多様な学修は可能であると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問5 在学中受験の容認は、法曹養成の中核的な教育機関としての法科大学院の位置づけや、3年の修業年限修了が司法試験の受験資格とされてきた法曹養成制度の在り方を自ら否定するものではないか。

（答）

1. 在学中受験資格の導入後も、法科大学院は、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであります。
2. また、法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしているため、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されることとなっております。
3. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資する仕組みであると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問6 在学中の司法試験受験を認めれば、「法曹コース」から進学した場合、法科大学院の1年強で司法試験を受験できることになる。実務と理論の架け橋となる法科大学院教育の重要なカリキュラムをどのように教育するつもりなのか。

（答）

1. 法科大学院におけるカリキュラムの在り方について
は、法案が成立した後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、具体的な検討を進めていくこととしています。各法科大学院においては、司法試験の在学中受験に対応するため、
 - ・司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を司法試験の前までに
 - ・より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を司法試験の後に配当するよう、カリキュラムの見直しが行われるものと考えています。
2. 特に、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資すると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
畠野 君枝氏（共産）

問7 法案第4条のうち司法試験の科目に該当する内容はどれか。

（答）

1. 法案第4条のうち、第1号に規定する学識及び第2号に規定する応用能力が司法試験で共通して問われる科目に該当する内容であり、第3号に規定する学識とその応用能力が、司法試験の選択科目に該当する内容となります。

（参考）

○改正連携法案（抄）

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉川 元氏（社民）

問1 司法制度改革において、法曹の質量の拡充を目指し、中核として法科大学院が設置されることとなつたが、法曹養成の現状をどのように評価しているのか。

(答)

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度、質・量ともに豊かなプロフェッショントとしての法曹の養成を目指して導入され、その後15年が経過した今、幅広い分野や司法過疎地域で活躍する弁護士等が増加するなど、一定の成果を上げてきたところです。
2. しかし、制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
また、法曹を目指す多くの学生も、時間的・経済的負担が大きいと感じるようになっています。
こうした状況の下、法曹志望者は、大幅な減少を招く状況となっているところです。

3. このように、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出してお
り、こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、一人でも多くの有為な若者が自信を持って法曹を目指すことができるよう、法曹養成制度を再構築することが必要であると考えております。

() 【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問2 法科大学院修了者の司法試験合格率は目標に届いていないが、教育内容や有為な人材の確保など、どこに原因があると考えているのか。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、法科大学院修了者の司法試験合格率が全体として低迷する事態となっています。
2. また、合格率が低迷していることを踏まえれば、司法試験で求められる資質能力を確実に身につけられる教育を十分に出来ているとは言えないとも考えております。
3. この現状を直視し、法科大学院教育を抜本的に充実するとともに、文科大臣と法務大臣による定員管理を導入することにより、予見可能性の高い法曹養成制度を実現したいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問3 法科大学院への志望者が激減しているが、原因をどのように考えているのか。

（答）

1. 法科大学院制度は、当初は、司法試験合格者3,000人を目指し、法科大学院修了者の7～8割が合格できる教育を行うこととされました。
2. しかしながら、法科大学院志願者が制度設立当初（平成16年度）は72,800人おり、法科大学院が最大74校あったところ、平成31年度の法科大学院志願者は9,117人に、募集継続する法科大学院は36校に、それぞれ激減しているところです。
3. また、司法試験合格者数3,000人の数値目標は撤回され、現在は当面1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進めることとされているところです。
4. このように、法科大学院志望者の激減などを招いた原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷（募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者で8割弱、未修者で5割弱）したこと、
②平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問4 法科大学院の合格者数に対し、入学者が半分以下となっているのは、複数校を受験しているからか。

（答）

1. 過去3か年の合格者数に対する入学者数の比率を見ると、

- ・平成31年度入学者については、51.3%
- ・平成30年度入学者については、46.0%
- ・平成29年度入学者については、46.1%

と、（御指摘のとおり）半分程度で推移しております。

（参考）過去3か年の法科大学院合格者数と合格者数

【平成31年度入学者】合格者数：3,627人 入学者数：1,862人（対合格者51.3%）

【平成30年度入学者】合格者数：3,521人 入学者数：1,621人（対合格者46.0%）

【平成29年度入学者】合格者数：3,698人 入学者数：1,704人（対合格者46.1%）

2. 入学者数が合格者数の半分程度となっているのは、

- ・複数の法科大学院に合格した上で、一つの法科大学院を進学先として選択した者がいること
- ・法科大学院に合格したもの、就職など別の進路を選択した者がいること

といった理由が考えられるところです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問5 学生は司法試験合格率を見て進学する法科大学院を決めており、今回の法曹養成連携の制度化によってさらに選択が進み、撤退、淘汰される法科大学院が出てくることが想定されるが、それは想定の範囲内か。

（答）

1. 複数の法科大学院に合格した者が進学先を選ぶ観点としては、
 - ・修了生の司法試験合格率
 - ・提供されている特色あるカリキュラムの内容
 - ・学費の額や奨学金制度の内容など様々なものが想定されるところです。
2. 文部科学省としては、法科大学院を志望する者が、こうした観点に関する正確な情報を得て、適切な進路選択を行えるようにすることが重要であると考えており、そのため、今回の改正案において、法科大学院の教育課程等の公表に係る規定を新設することとしております。
3. 各法科大学院においては、法学部との連携の有無に関わらず、教育内容の充実に努めるとともに、法科大学院志望者の進路選択に資する情報を積極的に公表することにより、（撤退・淘汰ではなく、）むしろ、多くの有為な志望者の確保に繋げていただきたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問6 学部3年＋法科大学院2年の5年一貫型のコースの枠を600人程度とした根拠如何。

（答）

1. 中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、法学部や法科大学院関係者を交えて連携法曹基礎課程（法曹コース）の制度設計を御議論いただく中で、

- ・法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認めるべき
- ・一方で、特定大学から過度な「囲い込み」などを防止するため、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすべき
- ・特に、法曹コースの成績をもって、法科大学院既修者コースの入学者選抜に完全に代替させる「5年一貫型選抜枠」については、入学者の質の確保の観点から、制度が安定するまでは入学定員の4分の1を上限とすべき

といった意見が出されたところであり、現状の定員規模（平成31年度2,253人）を踏まえると、「5年一貫型特別選抜枠」の上限は600人程度となります。

2. こうした、法曹コースを修了して法科大学院に進学しようとする者を対象とした選抜の制度設計の詳細については、法案の成立後、国会での御審議やそれを踏まえた中央教育審議会の御議論を経て、省令やガイドラインにおいて規定することを検討したいと考えております。

対大臣

平成31年4月23日（水）衆・文部科学委員会
吉川 元氏（共産）

問7 将来的に、600人の枠を拡充し、既修者は学部3年＋法科大学院2年のコースを奨励して法曹養成の基本とすることを考えているのか。

（答）

1. 文部科学省としては、法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を標準的な運用として、在学中受験を含めて、時間的・経済的負担の軽減を図りたいと考えており、まずは、600人程度を上限として、制度の安定的な運用を図ってまいりたいと考えております。

更問あり

更問 将来的には拡充するつもりなのか。

(答)

1. 学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）が
安定的に運用されることとなれば、各法科大学院の御意
見を踏まえ、検討したいと考えています。

更問あり

更問 3 プラス2を標準的な運用とするということだが、未修者教育についてはどのように考えるのか。

(答)

1. 今回の改革後も、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。
2. したがって、今回の改正案においては、入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。
3. さらに、法改正と併せた改革として、
 - ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続、
 - ・各法科大学院が共通して客観的な進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の本格実施といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について御議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
吉川 元氏（社民）

問8 法科大学院在学中に司法試験受験資格を認める
と、法科大学院入学後すぐに受験勉強を始めることと
なり、実質的に法科大学院教育が不要になるのではな
いか。

（答）

1. 法科大学院におけるカリキュラムの在り方については、法案が成立した後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、具体的な検討を進めていくこととしていますが、各法科大学院においては、司法試験の在学中受験に対応するため、
 - ・司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を司法試験の前までに
 - ・より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を司法試験の後に配当するよう、カリキュラムの見直しが行われるものと考えています。
2. 法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場という役割を担うことは、在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではないと考えており、特に、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資すると認識しています。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

吉川 元氏（社民）

問9 司法制度改革では、「豊かな人間性の涵養」を目指していたが、在学中の受験資格を認めると、詰め込み教育になることで、当初の豊かな人間性の涵養を行うことは難しくなるのではないか。

(答)

1. 法科大学院は、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルとしての法曹の養成を目指して創設されたものです。
2. 今般の改革案は、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部等において幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一緒にした教育を受けることができるようにするものであり、法科大学院が、法曹として必要な理論と実務能力を培う場であることは、在学中受験資格の導入後も何ら変わるものではありません。
3. また、在学中受験資格により司法試験を受験する学生にとっては、受験までの学修期間が短縮することになりますが、
 - ・司法試験受験に先立つ教育の充実が図られることはもちろん、受験後に、より実務に即し自身の関心に沿った学修を行うことが可能となること
 - ・在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験合格に加えて法科大学院修了が司法修習生の採用要件となることにより、むしろ「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院教育の理念に沿ってその充実に資するものと認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定1 新制度になってから司法試験の受験者数が激減しているということだが、これは当初の予想とは反した結果なのか。そのための対応策は考えなかったのか。

(答)

1. 法科大学院制度は、当初は、司法試験合格者3,000人を目指し、法科大学院修了者の7～8割が合格できる教育を行うことされました。
2. しかしながら、法科大学院志願者が制度設立当初（平成16年度）は72,800人おり、法科大学院が最大74校であったところ、平成31年度の法科大学院志願者は9,117人に、募集継続する法科大学院は36校に、それぞれ激減しているところです。
3. また、これに伴い、（予備試験合格者が初めて司法試験を受験した）平成24年の司法試験受験者が8,387人（うち法科大学院修了資格による受験者は8,302人）であったところ、平成30年の司法試験受験者が5,238人（うち法科大学院修了資格による受験者は4,805人）とやはり減少しているところです。
4. その中で、司法試験合格者数3,000人の数値目標は事実上撤回され、現在は当面1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進めることとされているところです。
5. このように、当初の想定に反し、法科大学院志望者の激減などを招いた原因としては、
①法科大学院修了者の司法試験合格率が2～3割と低迷（募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者で8割弱、未修者で5割弱）していること、

②平成 30 年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望するうえでの大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

5. 平成 27 年 6 月の法曹養成制度改革推進会議決定では、平成 27 年度から平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、時間的・経済的負担の軽減や教育の質の向上のための方策として、学部早期卒業・飛び入学の推進や、先導的な取組の支援等を行うこととされております。

6. 文部科学省では、こうした取り組みを進める大学に対して、法科大学院間でのメリハリある予算配分の中で支援を行ってきたところであるが、推進会議決定を踏まえた改革状況を分析した上で平成 30 年 3 月に中教審で取りまとめられた、更なる抜本的な改革の基本的な方向性を踏まえ、所要の措置を講じるため、今国会に法案を提出させていただいたところです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定2 昨日の参考人質疑の中で、今回の改正によって法学部が5年間になったようなものだという発言があったが、これに対する大臣の見解如何。

（答）

1. 法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）の導入は、法曹を志望する学生の多くが「時間的・経済的負担の大きさ」を不安として示していることを考慮し、明確な法曹志望を有する学部段階の学生に、早期から法科大学院進学を見据えた教育を受ける機会を提供するものです。
2. 今回の改革案においても、
 - ・法学部は、法的思考や政治学的識見の基礎を身に付けた人材の養成など幅広い目的を有する一方、
 - ・法科大学院は、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念のもと、実務能力や多様な法分野を含めて少人数により学修する場であり、3プラス2は両者が連携してより効果的な教育を行うことを目的としたものです。
3. 私としては、こうした法学部と法科大学院が連携した法曹コースの制度化により、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、幅広い学修を行いつつ、法科大学院と一貫した教育を受けることが可能となると考えております。

（参考1）法学部入学者数（平成29年度）：35,903人

(参考2) 「法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査」(平成29年10月～11月実施)において、法科大学院を「現在、志望している」又は「現在、選択肢の1つとして考えている」と回答した法学部生は計22.9%であった。

アンケート対象：平成30年度以降も入学者募集を継続する法科大学院を設置する大学のうち、法学部を設置する38大学の法学部生

	現在、志望している	現在、選択肢の1つとして考えている	過去に志望していた	過去に選択肢の1つとして考えていた	(上段:回答数・人/下段:割合・%)	
					志望していない (選択肢の1つとして 考えたこともない)	回答者数
1年次	342 11.0	676 21.7	213 6.8	549 17.6	1,334 42.8	3,114 100.0
2年次	269 11.0	277 11.3	209 8.5	515 21.0	1,181 48.2	2,451 100.0
3年次	245 11.1	119 5.4	191 8.7	504 22.9	1,146 52.0	2,205 100.0
4年次以上	225 11.9	59 3.1	158 8.4	400 25.4	966 51.2	1,888 100.0
全 体	1,081 11.2	1,131 11.7	771 8.0	2,048 21.2	4,627 47.9	9,658 100.0

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定3 現在の合格平均年齢が28.8歳ということは、たとえ在学中受験が認められたとしても合格率は低く、多くの者は在学中受験後も受験対策に専念するようになり、法科大学院の意義が薄れてしまうのではないか。

（答）

1. 法科大学院修了者の司法試験合格率の低迷を踏まえ、法科大学院教育の充実は喫緊の課題であることから、今回の改正案において、大学の責務に係る規定の改正により、
 - ・司法試験で共通して問われる学識とその応用能力
 - ・司法試験の選択科目として問われる専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力等を涵養すべき学識等として規定したところです。
2. また、今回の改正案において、法科大学院の教育課程や成績評価・修了認定の基準・実施状況等の公表を義務付けるとともに、今後文部科学省令において、在学中受験者の人数や、その合格率についても、各法科大学院に公表を義務付けることを検討しており、在学中受験を念頭に置いた教育課程の質の担保を図ることを考えております。
3. さらに、法曹養成連携協定制度の創設により、法科大学院と法学部の連携を充実し、法学部段階から一貫した教育を行うことも可能としています。
4. これら法科大学院教育の抜本的充実を図ることにより、在学中受験をして合格することが可能となると考えております。

次頁あり

5. なお、各法科大学院においては、合格したか否かに関わらず、
しっかりと後期の学修を全うし、法科大学院を修了できるよう、
メンタル面を含めて学修サポートに万全を尽くしていただきたい
と考えております。

その上で、不合格者の多くは次年度の司法試験を受験することとなるため、各法科大学院においては、在学中受験後における学修の中心となる、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目
(展開先端科目) のみならず、司法試験で問われる科目 (法律基本科目や選択科目に相当する科目) についても、学生のニーズを踏まえ、正課外における演習を含めて、教育の充実に積極的に取り組んでいただくよう促してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
串田 誠一氏（維新）

問想定4 かつては他学部を履修した者が合格し、法学部卒業生とはまた違った能力を発揮されていたという経験がある。例えば、理工学部を卒業していれば知的財産権に強かったり、医学系であれば医療訴訟に強かったりする。法学部と法科大学院にこだわり続ければこのような多様性が発揮できないのではないか。

(答)

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようにすることは重要です。

現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくなく、今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。

※ 法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

… 平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. このため、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしています。

次頁あり

3. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続
- ・各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する
「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施

といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

(参考) 考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

串田 誠一氏（維新）

問想定5 優れた法曹養成ということであれば司法修習期間を延ばした方がいいように思うが、法科大学院にこだわる理由は何か。

（答）

1. 平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、司法試験という「点」のみによる選抜の方法について、「受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著」といった指摘がなされるとともに、
「司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠」であるとされたところです。
2. 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とせず、その代わりとして司法修習を延長するとなれば、司法試験という「点」による選抜の仕組みに戻ることになると思われます。
3. 法科大学院は、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関であり、
 - ・司法試験において共通して問われる憲法、民法、刑法といった科目（法律基本科目）はもちろん、
 - ・学生が、それぞれの興味関心に応じて多様な法領域に関する分野を学ぶことができる科目（展開・先端科目）も開設され、将来の法曹としての実務に必要な学識・能力・素養を涵養する場として、重要な役割を担っております。

4. 文部科学省としては、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成は引き続き重要であるとの認識のもと、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整えるべく、法科大学院改革に全力を尽くしてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問1 今回の法改正で法科大学院志願者は増えていくと考えているのか見解如何。

（答）

1. 今回の改革案においては、

- ①法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力をはじめ、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することに加え、
- ②学部の早期卒業を念頭においた法学部3年と法科大学院2年のルート（3プラス2）を制度化するとともに、在学中受験資格による司法試験受験を可能とし、
- ③法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設し、法科大学院の定員管理の仕組みを設けることとしています。

2. これにより、

- ①法科大学院教育の充実が図られるとともに、
- ②3プラス2のプロセスを幹として、在学中受験を行い、従来より2年程度短縮し、最短6年間で法曹資格を取得することができ、時間的・経済的負担が軽減され、
- ③法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することが可能となります。

3. これらにより、法科大学院への信頼が回復し、法科大学院志願者の增加につながるものと考えています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会

笠 浩史氏（未来）

問2 法科大学院の定員2,300人程度の現状で、定員割れが生じている状況だが、文科省としては現状が適正規模と考えるのか。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できない中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。
2. こうした状況を改善し、一人でも多くの有為な若者が安心して法科大学院に進学し、自信を持って法曹を目指すことができるようにするためには、教育の更なる充実と厳格な成績評価・修了認定を当然の前提として、法科大学院の課程を修了すれば司法試験に合格することができるという予測可能性を高め、維持することが必要です。
3. そのため、法科大学院の入学定員の総数を現状の2,300人程度を上限に設定することとし、当面これを上限に法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいりたいと考えています。
4. 今後、法科大学院教育を所管する文部科学大臣と司法試験制度を所管する法務大臣が協議の上、入学定員を制度的に管理することとし、法曹需要や社会状況、求められる法曹の質といった観点から、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■■、（直通）■■■■■、（携帯）■■■■■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問3 司法試験の合格率を重視すると法科大学院間で人気格差が拡大すると考えるが、文科省としては現状の法科大学院の規模を維持するのか、更に募集停止する大学が出てくることをやむなしと考えているのか。

（答）

1. 文部科学省としては、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院が、その使命を果たし、司法試験合格者が1,500人程度輩出されるよう、現在の定員規模が維持されていくことは重要と考えています。
2. これまでも各法科大学院において、法曹を目指す有為な人材を入学者として確保するため、魅力ある教育課程の提供等に努めてきたものと認識しており、文部科学省においても「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を通じ、そうした大学への支援を行ってきたところです。
3. 今後も現在の定員規模が維持され、各法科大学院が魅力のあるものとして評価されるよう、それぞれの教育の改善・充実に努めることが重要であり、文部科学省として創意工夫ある取組を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問4 法曹養成連携協定について、地域にある大学と法科大学院が連携することが重要と考えているが、大臣の見解如何。

（議員は、加算プログラムでの誘導などは考えているのかを聞きたいとのこと。）

（答）

1. 今回制度化する法学部3年（法曹コース）と法科大学院既修者コース2年のルート（3プラス2）は、法学部を設置する大学が、自大学又は他大学が設置する法科大学院と連携し、円滑に接続する教育課程を編成することを促進するものです。
2. 法科大学院に有為な人材を幅広く集め、質・量ともに豊かな法曹を養成する上で、このような連携を促進することは重要であり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域との大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。

3. 中央教育審議会における議論や法曹コースの制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としても、ご指摘の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、大学間連携に関する取組を評価することにより、各大学の取組を促してまいりたいです。

(参考) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日 東北大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 24 日 中央大学法科大学院・信州大学経法学部
平成 31 年 01 月 25 日 神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 25 日 中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 28 日 神戸大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 29 日 中央大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日 神戸大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日 九州大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日 早稲田大学大学院法務研究科・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日 中央大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 04 日 慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 06 日 早稲田大学大学院法務研究科・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 28 日 早稲田大学大学院法務研究科・明治学院大学法学部
平成 31 年 03 月 04 日 早稲田大学大学院法務研究科・信州大学経法学部

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問5 多様な人材を法科大学院に受け入れていくことが重要と認識しているが、今回の改革でどのように取り組んでいくのか、大臣の決意如何。

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようにするこ**とが一層求められています。**
2. 現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくなく、今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成することが重要です。

（参考）法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

… 平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

3. このため、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしています。

(参考) 考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

(参考) 考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

4. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続
- ・各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいりたいです。

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問6 多様な人材を法科大学院で受け入れていくためには、社会人が学びに来る場として法科大学院を魅力的なものにしていくことが必要ではないか。

（議員は、司法試験を目指す者が主たるは学生でいいが、社会人がキャリアアップする場として定員充足させるような改革も重要であるとの認識。）

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようにすることは重要です。

※ 法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

… 平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. このため、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、社会人や未修者に対する配慮義務を規定することとしています。

3. さらに、法改正と併せた改革として、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、社会人・未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

(参考1) 考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）

考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

(参考2) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて社会人を対象とした教育に取り組んでいる例

○北海道大学

知的財産法分野での専門性の高い法曹等の養成を実現するため、法科大学院での高度な知的財産法教育に注力しつつ、弁理士、弁護士等の企業法務関係者の知的財産法分野のリカレント教育をさらに推進するため、サマーセミナー（法科大学院の科目としても単位化）を実施。

○神戸大学

国際的視点を有する法律実務家の養成に向け、若手法曹に対する展開先端科目のリカレント教育や海外ロースクール LL.M 等への若手法曹の派遣、中堅法曹に対する高度に専門的なビジネス・ロー教育等を実施。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

平成31年4月24日（水）衆・文部科学委員会
笠 浩史氏（未来）

問想定1 予備試験の在り方について、大臣の見解如何。
(同旨 法務省政府参考人)

(答)

1. 平成27年6月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験の在り方について、「平成30年度までに行われる法科大学院の集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、法曹養成制度の理念を阻害するようないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされています。
2. 文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、その実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えております。

(更に問われた場合)

1. 予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであり、そのような制度趣旨を踏まえれば、制度自体の必要性はあります。
2. 文部科学省としては、法曹を志望する有為な若者が安心して法科大学院に進学することができる環境を整えるため、法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力（司法試験に合格するために必要な学識・能力）を培うための教育を含め、法科大学院教育の充実を図ることが最優先であり、今回の法科大学院改革をしっかりと進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]